

## 令和5年第1回豊後高田市議会定例会会議録（第3号）

### ○議事日程〔第3号〕

令和5年3月16日(木曜日) 午前10時0分 開議

※開議宣告

### 日程第1 一般質問

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○出席議員（16名）

1 番 野 崎 良  
 2 番 在 永 恵  
 3 番 於 久 弘 治  
 4 番 毛 利 洋 子  
 5 番 中 尾 勉  
 6 番 井ノ口 憲 治  
 7 番 阿 部 輝 之  
 8 番 土 谷 信 也  
 9 番 成 重 博 文  
 10 番 松 本 博 彰  
 11 番 河 野 徳 久  
 12 番 安 東 正 洋  
 13 番 北 崎 安 行  
 14 番 河 野 正 春  
 15 番 菅 健 雄  
 16 番 大 石 忠 昭

### ○欠席議員（0名）

### ○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 田 中 良 久  
 次長兼議事係長 大 塚 栄 彦  
 総括主幹兼庶務係長 黒 田 祐 子  
 専門 員 小 門 敏 宏

### ○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長 佐々木 敏 夫  
 市参事兼総務課長 安 田 祐 一  
 市参事兼財政課長 飯 沼 憲 一  
 市参事兼建設課長 永 松 史 年  
 企画情報課長 丸山野 幸 政  
 地域活力創造課長 小 野 政 文  
 税務課長 近 藤 直 樹  
 市民課長 黒 田 敏 信

保険年金課長 大久保 正 人  
 社会福祉課長 田 染 定 利  
 子育て支援課長 水 江 和 徳  
 健康推進課長 清 水 栄 二  
 人権啓発・部落差別解消推進課長

後 藤 史 明  
 環境課長 尾 形 稔  
 商工観光課長 河 野 真 一  
 農業振興課長 川 口 達 也  
 耕地林業課長 阿 部 博 幸  
 農業地域支援室長 首 藤 賢 司  
 都市建築課長 清 水 英 文  
 上下水道課長 本 田 督 二  
 地域総務二課長兼水産・地域産業課長

船 木 靖 幸  
 会計管理者兼会計課長 佐々木 真 治  
 選挙管理委員会・監査委員事務局長

藤 重 深 雪  
 農業委員会事務局長 塩 崎 康 弘  
 消防本部消防長 榎 本 賢 二

### 教育委員会

教 育 長 河 野 潔  
 教育総務課長兼地域総務一課長

植 田 克 己  
 学校教育課長 衛 藤 恭 子  
 文化財室長 板 井 浩

### 総務課 総括主幹兼総務法規係長

矢 野 裕 治  
 主幹兼秘書係長 江 島 信 之

○議長（安東正洋君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○議長（安東正洋君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告表の順序により、5番、中尾 勉君の発言を許します。

5番、中尾 勉君。

○5番（中尾 勉君） 皆さんおはようございます。議席番号5番、新政会、中尾 勉でございます。通告に基づきまして、一般質問をいたします。

今回は6項目について質問をいたします。

まず1点目、市政運営についてでございます。

1の①として、副市長の選任について。

3月16日

昨年12月20日に突然の辞任、平成29年7月の就任以降、佐々木市長の下、全力で市政運営に取り組んでいただいていると思っております。辞任の理由については、あえてお聞きはいたしませんけれども、副市長は市政運営にとって大変重要なポストであり、その不在により市政が混乱するようなことがあっては、市民にも大変な迷惑をかけるというふうになります。

また、副市長というポストは、職員の事務方のトップであると思っておりますし、職員の力量や性格までも把握をし、ある時には職員への指導はもちろん、相談に乗ったり、市長とのパイプ役になったりと、市役所の事務を円滑に進めていく上で、欠かすことのできない要職であるというふうに考えております。

今年はですね、統一地方選挙が行われます。知事選、県議選、市議選と続いてまいります。また、参議院選の補選もあるというふう聞いております。統一地方選が終わった段階で、県にお願いをするのか、職員から引き上げるのか、現時点において、この空白となった副市長のポストをどのように考えておられるのか。また、どのようなスケジュール感でおられるのかをお聞きをします。

1回目の質問を終わります。

○議長（安東正洋君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 副市長選任についてお答えいたします。

副市長は市長を補佐し、政策や企画を司り、職員の担任する事務を監督するという役割がございまして、市政を円滑に運営していく上で、極めて重要なポストであると認識いたしております。

現在、選任に当たって、協議中でございまして、本定例会最終日に追加提案できるよう努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安東正洋君） 5番、中尾 勉君。

○5番（中尾 勉君） 本定例会の最終日に提案できるようにということで、非常に早い対応については評価いたします。ありがとうございます。

それでは、2点目に入ります。

卒業式・入学式におけるマスクの取扱いについてでございます。

県内での新型コロナウイルス感染の初確認から3年が経過をいたしました。県民の4人に1人に当たる約30万人以上が感染し、750人以上がお亡くなりになっていると報道されております。

政府は、新型コロナウイルス対策としてのマスク

着用が、今年13日から個人の判断に委ねるというふうに、また、5月8日には2類から5類に引き下げる前にですね、マスクルールの緩和を打ち出しております。

また、学校では4月1日から着用を求めないということが基本になるというふうな報道がされております。今日の新聞にも、1日以降の学校でのマスクの対応について報道されておりました。卒業を迎える小・中学生については、大変な3年間だったと思っております。特に中学生についてはですね、入学前に新型コロナウイルスの感染が拡大して、3年間マスクを外せないというふうな状況下で、様々な制約の中での学校生活を送ってきました。義務教育最後となる卒業式でですね、マスクを外せるのか、また、児童生徒や保護者の思い出に残る卒業式にしていきたいと思いますというふうに思っております。

そこで質問なんですけど、2の①として文部科学省の考え方、これは報道で随分出てるんです。2点目として、豊後高田市教育委員会の考え方についてお示しをいただきたいというふうに思います。これは4月1日以降の入学式も含めてでございます。

以上です。1回目の質問を終わります。

○議長（安東正洋君） 学校教育課長、衛藤恭子君。

○学校教育課長（衛藤恭子君） 卒業式・入学式におけるマスクの取扱いについてのご質問にお答えいたします。

文部科学省は、学校の卒業式は、児童生徒が厳粛で清新な気分を味わい、それまでの学校生活を振り返るとともに、新しい生活の展開への動機づけの機会ともなる有意義な教育活動であることから、児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とし、来賓や保護者などはマスクを着用するとしています。

また、国歌・校歌などの斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒によるいわゆる呼びかけを実施する時は、マスクの着用など、一定の感染症対策を講じるとしています。

さらに、基礎疾患があるなど、様々な事情により感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること、また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見などがないように、適切に指導を行うことも併せて示して

います。

この考え方を踏まえながら、大分県教育委員会では、卒業式の日以降に、国公立大学や県立学校の入試が実施されること等の状況に鑑み、児童生徒などが感染不安を抱かず、安心して式典に参加できるよう配慮する必要もあるとし、発声を伴う場面ではマスクを着用するとしています。

市教育委員会としては、この大分県の考え方に基づき、声を発する場面ではマスク着用を基本とし、そのほかの場面では文部科学省の方針に準じるように考え、対応しております。

現在、3月13日からマスクの着用は個人の判断に委ねられるようになりましたが、国や県の通知において、学校では3月31日までは、従来どおり、めり張りのあるマスクの着用を行い、4月1日からはマスクの着用を求めない取扱いが適用されることが示されております。

入学式につきましては、文部科学省の新学期からのマスク着用ルール案を踏まえ、今後改めて、大分県教育委員会からの通知もある予定ですので、県の方針に準じて対応してまいります。児童生徒・保護者にとって思い出に残る節目の行事となるよう考えてまいりたいと思っております。

○議長（安東正洋君） 中尾 勉君。

○5番（中尾 勉君） 分かりやすい答弁を本当にありがとうございます。今日の新聞にも出ていたんですけど、給食なども完全にマスクを外せる、それから会話もしながらというふうなところもかなり緩和されているようです。学校サイドとしても、しっかりと安全対策を取りながらマスクを外せるように、早い段階で全面的に外せるようにお願いしたいというふうに思います。

次にいきます。3点目でございます。

教職員の広域異動についてでございます。

3の①として、昨年10月19日の大分合同新聞に、教職員の広域異動について見直すという報道がございました。広域異動は教育改革の一環として、2012年度に導入され、若手教職員を中心に、主に市郡単位で分かれた県内14の人事区域のうち、原則として3地域以上で勤務するとなっております。県教委のほうの考え方としては、採用後の概ね10年以内に、県内3地域以上で勤務する職員の広域異動について、見直しに向けた議論を始めるというふうな中身であったというふうに理解をしています。

この制度は、周辺部の教職員確保などに効果があ

る一方、負担感から採用試験の受験者減少、他県に人材が流出する要因になっているという指摘もあります。2023年度教職員採用試験の受験倍率は全体で1.9倍、小学校は1.0倍となっております。定年退職者が増えると受験者の減少から採用予定者の確保が困難になるというふうに言われています。周辺部の質の高い教育を確保する点から、広域異動の必要についてはですね、認めつつも、教職員の負担の大きさ、引越しや長距離の通勤、地域とのつながり、生活基盤をどこにするのかなど、課題の多い制度だというふうに思っています。

そこで質問です。見直しについての進捗状況の分かる範囲で結構でございます。お聞きをいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（安東正洋君） 学校教育課長、衛藤恭子君。

○学校教育課長（衛藤恭子君） 教職員の広域異動についてのご質問にお答えいたします。

これまで、大分県教育長会議において、対面及びオンライン会議など再三にわたり、この制度について議論がなされております。その中で、10年以内に県内3地域を勤務するこの制度の運用から10年が経過し、一定の成果はあったけれども、課題も大きく見えてきたことから、県教育委員会へ見直しを求めてきました。その結果、県教育長から、今後見直しを行うという方向性が示されました。

また、昨年10月の知事と県教育委員による大分県総合教育会議では、知事から教職員の負担感に関する課題、人材確保・人材育成の観点からも、教員採用試験も含め見直しが必要との見解が示され、現在、広域異動方針について県教育委員会内で見直し・検討が行われています。

現段階におきまして、見直しの具体的な内容については示されておきませんが、スケジュールとしては、本年10月に提示される令和6年度の大分県公立学校教職員定期人事異動方針には、見直し・検討したものが盛り込まれる予定と聞いております。

市教育委員会といたしましても、教職員が安心して働ける環境づくりに努めていきたいと考えております。

○議長（安東正洋君） 5番、中尾 勉君。

○5番（中尾 勉君） ありがとうございます。

特に、通勤の距離などは非常に先生にとっては、やはり大変なご苦労だと思います。

また、いつ結婚するか、そのタイミングも非常に決めにくいというふうなご意見もありますので、

3月16日

いい方向に改正ができるようお願いをいたします。

それでは次にいきます。4点目でございます。

既存グラウンドの改修について、4の①として、現在、水崎、真玉、香々地に3つのグラウンドがありますが、いわゆる球場規格には適合いたしておりません。県下を見ましても本市だけが、球場といわれる規格に適合した野球場を持っていないという現状にあります。平成25年に中学生の甲子園とも言われる全国大会、高田中学校野球部が優勝したという指摘もあります。今年の3月21日から静岡で開催される第14回全日本春季軟式野球大会にも、再び高田中学校・戴星学園野球部が県の代表として出場をいたします。これは市長もご存じだというふうに思っています。

また、高田高校の野球部につきましても、昨年の11月にですね、選抜高等学校21世紀枠の大分県の推薦校になるなど、これは秋の九州大会予選で3位になったという実績だったと思うのですが、結果的には推薦に漏れたのですけれども、非常に野球をする人たちにとって夢のある話だったわけです。

未来がある子どもたちにはですね、公式の野球場で試合や練習をさせてあげたいとずっと思っているわけです。

また、シルバー野球や硬球野球等、長く野球を趣味として続けておられる方も多く、子どもたちの健全育成や高齢者の健康寿命増進のためにも野球施設の環境整備は不可欠だと考えています。

私の考えでは、全面改修するのであれば、真玉グラウンドが最適になるのではないかなというふうに思っています。周りに住宅なんか少ないので。

そこで質問なんですけど、既存グラウンドの野球場の球場規格改修計画の考えはないのかお聞きをいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（安東正洋君） 教育総務課長兼地域総務一課長、植田克己君。

○教育総務課長兼地域総務一課長（植田克己君） それでは、既存グラウンドの改修についてのご質問にお答えします。

議員ご案内のような、規格に適合した球場の大きさは、公認野球規則によりますと、両翼は97.534メートル、センターのバックスクリーンまでの距離は121.918メートル以上あることが望まれるとされております。

現在、真玉市民グラウンドの野球場は両翼87メー

トル、センターのバックスクリーンまでの距離は105メートルと、規格よりはだいぶ小さな大きさであります。

そのため、規格どおりの球場に広げるとなると、地理的問題や用地の造成、ナイター照明、フェンス、観客席、管理棟などの移設や整備など、多くの課題があり、多額の費用も要することとなります。

本市の体育館やグラウンド、公民館などの社会教育施設のほとんどは、建設から年数も経過していることから、そういった施設の維持・改修を検討していく中で、今後研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 5番、中尾 勉君。

○5番（中尾 勉君） 再質問いたします。

この既存グラウンドの改修についての質問は、今回で3回目になります。

最初は、私が議員になった時、平成27年の3月議会、答弁は、トイレの新設、ベンチの上屋、フェンスの改修など、規格球場への改修は、各グラウンドともに現時点では問題が多く、既存施設を整備しながら、市民の方々が安全に利用できるように努めてまいりたい。これが27年の時の答弁です。

2回目が、平成31年の3月にやはり同じような質問をしているのですが、その時の答弁、抜粋ですけど、スポーツ施設の長寿命化に係る個別計画を策定することとしております。今後につきましては、この計画を策定する中でどのようにできるのか検討してまいりたいというふうな答弁でありました。答弁は毎回、多額の費用を要する、検討をする、なかなか全面改修に踏み込めない状況で8年が経過をしています。なかなか質問しても思うような答弁をいただけないというのがこれまでの経過であります。

全面改修は確かに費用がかかるというのは理解しているわけですが、これまで規格に適合した球場という部分にこだわりすぎたのかなと。先ほどの答弁で97メートル、120メートルということになるとやはり、今の真玉グラウンドでは収まり切らないのかなと思っていますし、全体を後ろに下げるとか、トイレ側に移動するとかということになりますと、これもまた大変かなというふうに思っています。広げるのが難しいということであれば、例えば、外野が今、レフト、それからライトについても直線というか、四角いグラウンドですからそういう形状になっていますので、外野フェンスを円形にしていくとか、

バックスクリーンをもう少し大きいものにして、ボールを見やすい状況に持っていか、得点板を付けるというところも球場に見えるというか、かなり譲って質問しているわけですが、球場規格がもう8年かかってできないということであれば、どうかその知恵を出していただいて、球場に近い、球場のようなグラウンドにしていけないかなというふうに思っています。可能でしょうか、お聞きをいたします。

○議長（安東正洋君） 植田克己君。

○教育総務課長兼地域総務一課長（植田克己君） それでは中尾議員の再質問にお答えします。

ご案内のとおり、本市には3か所のグラウンドがございます。いずれも今後利用状況等を踏まえ、そのあり方、そして老朽化しておりますので、現状のグラウンドの維持・改修等を今後検討していかないといけないというふうに考えております。

その検討の中で、議員ご提案の件も踏まえて考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 中尾 勉君。

○5番（中尾 勉君） 8年3回目の質問で、少し前進したのかなというふうに思っています。なかなかお金がかかる部分ですので、さらなる知恵を出して夢のある、豊後高田市は日本一住みたいまちなんですから、そこらへん少しご尽力をいただきたいというふうに思います。

では、次にいきます。5点目の部分であります。

河川の堆積土砂の撤去に係る県への働きかけということで、寄藻川水系田笛川の河川断面確保のために堆積土の撤去について、県の働きかけをしていただけませんかということでもあります。

県土木も限られた予算の中で対応はしてくれているというふうに評価をいたしております。今回お願いをしたいところについては、先ほど申し上げましたが、西新町の仏江橋の下流右岸、水崎の排水機場の東側というか、少し湾曲をした部分であります。そこはかなり土砂が堆積をいたしております。

近年ではゲリラ豪雨など、想定外の雨量によりまして警戒水位を超えるケースや満潮時と重なるとですね、非常に水位が上がってくるというふうな状況で、地域住民からの不安の声もお聞きをいたしております。そこで、県のほうに働きかけをしていただけないかお聞きをいたします。

○議長（安東正洋君） 市参事兼建設課長、永松史

年君。

○市参事兼建設課長（永松史年君） 河川堆積土砂の撤去に係る県への働きかけについてのご質問にお答えします。

ご指摘の、寄藻川水系田笛川につきましては、現在、仏江橋下流付近より河口までの間において、護岸沿いを中心に堆積が見られる状況です。

現在、全国で、集中豪雨等により河川の氾濫や、堤防の決壊等の災害が頻発しております。このような災害を少しでも未然に防げるよう、土砂撤去や河川内の支障木の撤去は、非常に有効な手段といえます。

市としましても、市民の安全・安心のため、河川管理者である県のほうへ早期に実施できるよう、要望を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 5番、中尾 勉君。

○5番（中尾 勉君） 県も限られた予算ということで、非常に大変なんだろうというふうに思います。都甲川や広瀬川なんかも、結構泥上げなんかもやっただけでございますけど、引き続き、県のほうに働きかけのほうをよろしくお願いいたします。

それでは次にいきます。最後になります。

6番目で、太陽光パネルの設置規制について。

自然エネルギーとして注目を集めている一方、景観の損傷や森林の喪失による生態系への悪影響、土砂流出が全国的に懸念をされています。

私の地元であります界地区におきましても、中津方面からのアクセス道路の景観については、昔と比べるとかなり変わってしまいました。山の斜面の森林を伐採して、適切な排水対策が講じられていない施設では、梅雨時期の雨が急激に降った時にはですね、斜面下の隣接地や道路、水路、河川へと濁流が流れ出るというふうなケースも出ております。太陽光の発電をめぐる地域とのトラブルとか、私の地域だけでなく、豊後高田市全体を、山間部を見るとぼつんぼつんとやはり太陽光ができていく状況でございますので、どこに苦情を持っていけばいいのか。本市にトラブルというか、そういった事例があれば現状についてお聞きしたいと思います。

それから、②につきまして、本市における何か規制がないのか。これも個人の土地、山林ですから、なかなか規制についても難しいのだろうと思うんですけど、そこらへんの本市としての考え方、捉え方についてお聞きをいたします。

3月16日

○議長（安東正洋君） 環境課長、尾形 稔君。

○環境課長（尾形 稔君） それでは、太陽光パネルの設置規制等についてお答えをいたします。

太陽光パネルの設置に係る環境問題につきましては、太陽光発電事業に関わる全ての実施主体は、地域の環境に調和した施設とするため、自らの担う役割に応じた取組や再生可能エネルギー発電設備の設置に関する関係法令、各種ガイドラインに沿った事業実施を進めていただくことが重要と考えております。

現時点で環境課が所管する業務におきまして、太陽光パネルの設置に係る生態系への影響や土砂流出等の環境問題の話は伺っておりません。

規制についてであります。環境課では、太陽光パネルの設置に関わるものとして、土地の埋め立て、盛土及び堆積について、「豊後高田市土砂等による土地の埋め立て、盛土及びたい積の規制に関する条例」により、事業区域の面積が500平方メートル以上、3,000平方メートル未満の事業実施について規制を行い、3,000平方メートル以上の大規模な事業では、大分県が県条例に基づき規制を行っております。

盛土等の構造基準や他の法律等の規制との整合性が保たれるよう、事前協議の段階で関係課の意見を聴取するなど、チェック体制を整えているところでありますが、今後、市として何ができるか、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○議長（安東正洋君） 企画情報課長、丸山野幸政君。

○企画情報課長（丸山野幸政君） それでは、私からは、太陽光パネルの設置規制等に関するご質問の2点目、本市における設置に係る規制について、企画情報課所管の状況についてお答えさせていただきますと思います。

本市では、平成26年に、豊後高田市再生可能エネルギー発電設備設置指導要項を策定しております。これは、設置区域の土地の合計面積が5,000平方メートル以上のものを中心に、届出の対象として定めております。

事業の実施にあたりましては、事業者に対して関係法令の遵守や、地元自治会等に対する説明会を開催し、理解を得るよう求めておりますが、これらについては、規制という観点では、あくまで事業者にお願いをする内容というふうになっております。

太陽光発電の設置については、それぞれ個別の法律により定められている現状となっておりますので、

現在の法体系を概略ですが、ご説明申し上げたいと思います。発電の事業を認可するという観点とパネルを設置するという2つの観点からご説明申し上げます。

まず、事業認可は経済産業省の所管になります。認可申請にあたりましては、関係法に基づき事業の認可を申請することとなっております。その後、設置にあたりましては、設置の場所、規模等により、これは開発行爲という観点で、様々な法令等によりルールが定められております。

太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの推進は、基本的に国のエネルギー施策の問題となっております。エネルギー施策の転換を進めるにあたりまして、新たに生じた課題、例えば、議員がおっしゃるように、景観の保全という課題も出てきております。現状では、このような新たな課題への対応や、小規模なものに対する法規制がないというケースもあります。

そのため、全国市長会では、発電事業者への地域住民に対する説明の義務付け、防災・環境・景観保全等に係る自治体の意見を反映させる制度の創設など、必要な法令等を整備するよう、国に対して要望しているところでございます。併せて、市としても、引き続き何ができるかを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（安東正洋君） 5番、中尾 勉君。

○5番（中尾 勉君） やはり大規模、5,000平方メートル以上の大きなものについては規制があるので、民間企業もそれを超えないように、そこぎりぎりのところで作ったりしてきますので、小規模なものであったり、個人所有の土地を買収したりというところで、非常に規制がしにくいところ。これからも引き続き何かそこら辺の努力をしていただきたいと思います。

質問終わります。

○議長（安東正洋君） 一般質問を続けます。

6番、井ノ口上憲治の発言を許します。

6番、井ノ口憲治君。

○6番（井ノ口憲治君） 議席番号6番、井ノ口憲治でございます。

1つ目の質問をいたします。

高田小学校から西日本土木前の主要地方道豊後高田安岐線（県道34号）につながるT字交差点の信号機の設置についてでございます。簡単に言いますと、

高田小学校の西日本土木の所のあそこの交差点というところでございます。

若い頃と退職前3年間、高田小学校に勤務をさせていただきました。十二、三年前の話になりますが、朝の挨拶運動を兼ね、交通指導をしていましたから、状況はよく把握できているつもりでございます。最近高田小学校の周辺には住宅が建ち込み、以前より交通量も多くなっているものと思われま。そして、建築中の住宅も多くあり、さらに交通量も多くなるものと予想されますので、あそこに信号機をつけてあげてくださいとの市民の方からの声をお聞きし、早急に設置できたらいいなどの思いで発言をしているところでございます。見解をお尋ねいたしたいと思ひます。

○議長（安東正洋君） 市民課長、黒田敏信君。

○市民課長（黒田敏信君） それでは高田小学校から県道豊後高田安岐線につながるT字路における信号機の設置についてお答えをいたします。

信号機の設置につきましては、市民や団体等からの設置要望があった場合は、警察署が窓口となり、信号機の設置の指針に基づいて現地調査を行い、交通量や事故の件数など様々な要件の下、総合的に設置の判断を行うものがございます。

議員ご指摘の高田小学校から県道豊後高田安岐線につながるT字路交差点は、県道の交通量も多いことから、児童等の歩行者が安全に渡れるように歩道橋も整備され、市道には横断歩道が引かれておりますが、信号機は設置されておられません。

通学路でもあることから、以前より高田小学校から要望があり、警察をはじめ関係機関が協議を継続しておりました。

そのような中、ここ数年、小学校付近での住宅化が急速に進み、交通量も増加したことから、昨年、県及び警察による現地調査が実施されました。

県及び警察の調査においては、指針に基づいて、車道の幅員、主要道路の交通量、隣接する信号機との距離、交差点の形態など、基礎調査に加え、設置前の年間事故件数やその原因など、詳しい分析調査が行われましたが、現状の一時停止による規制の継続となったと伺っております。

しかしながら、今後、さらなる交通量の増加など状況が変われば、再度の検討もあるということでしたので、学校や関係機関などと連携を図りながら、設置に向けて要望してまいりたいと考えております。

○議長（安東正洋君） 井ノ口憲治君。

○6番（井ノ口憲治君） ありがとうございます。大変あそこから出たり入ったりというのがですね、非常に難しいなとずっと感じておりましたので、ぜひ実現に向けてご尽力をいただくようお願いを申し上げます。次の質問に移ります。

2つ目の質問は、長岩屋谷という呼称についてでございます。

主要地方道豊後高田国東線（県道29号）と地蔵峠小田原線（県道548号）の松行分岐点のところでありま。

ちょっと簡単に言いますと、東都甲に行く所と、長岩屋に行く所の分岐点が戴星学園のちょっと下であります。その地点のことです。

その左側のほうに鬼会のエンブレムと長岩屋谷と書かれた表示板があります。後で気がつきましたが、右側のほうに仏像のエンブレムと都甲谷と書かれた表示板が立っています。

市民の方から、その表示板に気がついた方だと思いますが、今まで長岩屋谷という呼称は聞いたことはないが、長岩屋谷という呼称はあるんですかというように聞かれました。私もこの年になりますが、そのような呼び方は一度も聞いたことがないので、表示板の長岩屋谷とつけたことについて、ちょっとご説明をいただきたいというように思ひます。

また、表示板を立てた経緯と目的についてもお聞かせを願ひたいと思ひます。

以上です。

○議長（安東正洋君） 文化財室長、板井 浩君。

○文化財室長（板井 浩君） それでは、長岩屋谷の呼称についてのご質問にお答えいたします。

議員ご質問の表示板につきましては、平成30年に文化庁から認定を受けました日本遺産、鬼が仏になった里「くにさき」の事業の一環として、国東の優れた文化やそれを持つ地域のPRに活用することを目的に、地域の魅力が一目で分かるような谷のエンブレムを制作し、豊後高田、国東両市合わせて11の地域に六郷満山日本遺産推進協議会において設置したものでございます。

エンブレムの名称に谷を使わせていただいた経緯でございますが、ご案内のように国東半島は多くの谷から成り立っており、本日本遺産のテーマである六郷満山文化が栄えた地域であります。そして、その谷にはそれぞれ特色ある風土や文化財が存在しております。

日本遺産推進協議会では、こうした幾つもの谷を

エリアに分けて、地域に伝わる文化や特産品などをアピールし、観光振興や地域の活性化につなげたいという思いで、各谷をデザインしたこの表示板を設置させていただいたところであります。

長岩屋谷につきましては、昔から呼ばれている都甲谷の一部ではありますが、長岩屋には日本遺産ストーリー、鬼が仏になった里「くにさき」を代表する修正鬼会や、名勝天念寺耶馬といった特別な文化財が存在しており、様々な活用計画がなされたため、都甲地区をさらに細かく分けて長岩屋谷と表示させていただいたところであります。

本協議会では、現在、このエンブレムを使って地域の特産品を活用した様々な商品開発にも取り組んでおり、少しずつ認識されつつも、全体としてはまだまだ地域に浸透してないような感じもしております。

今後は、少しでも多くの方々に、この谷のエンブレムの趣旨をご理解いただけますよう、これまで以上に地域の活性化に寄与する活動や地域製品のPRなどに幅広く利用しながら、日本遺産の魅力を生かした観光振興や地域づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 井ノ口憲治君。

○6番（井ノ口憲治君） お話を聞けば、趣旨は大体飲み込みました。

しかしながら、私も長岩屋谷というのを、これもう72歳になりますが、今まであまり聞いたことないとか、一度も聞いたことがありませんので、おお、こっちの谷を長岩屋谷と言うのかなという、誰がつけたのかなという思いでもあります。多分、私に聞いてくださった方も、もう、大分お年になる地元の人ですから、そういう思いがあったんではないかと思えます。

大体、あの谷は、長岩屋も東都甲も含めて、大体、私たちは都甲谷と言っている。だから、都甲谷という、この東都甲はすんなり理解できますが、こっちが長岩屋谷というのは、誰がつけたのかなというような思いもあったわけであります。

今、室長のほうからご説明があつて、ああ、そういうような意図で長岩屋谷というように何かつけたんだなということで、大体の意味は分かりましたが、四国に祖谷というのがありますわね。何かそういう谷になったのかなというような気もしたわけで、何

が正しいかというのは、もう私はちょっと言及できませんけども、そういう思いで今回質問をしたわけでございます。

日本遺産の取組として、この国東半島の魅力を大いにアピールをするという点から、いろいろなアイデアを出し、取組をしているのだなというように初めて知ったようなところがございます。

そして、この長岩屋谷という——私も何回か見に行ってみて、ああ、ここ鬼会の鬼があるのうと見ました。それだけ見てみましたら、後からまたこっちのほうに都甲の谷という石仏を描いたのがある。

ある人に聞いていたら、あれは鬼会だけじゃないで、その下にホオヅキも描いておるんでと、おお、ホオヅキも描いておるんですかということで、また車に乗って見に行ってみましたら、鬼があつて、ホオヅキもあります。そしてこっちは仏像を描いておるなと思ったら、あれは長安寺の太郎天さんですかね、あれは長安寺の太郎天さんを描いているんだということも教えていただきました。

非常に勉強不足で、これは恥を私がかいているようなもんですけど、あの看板にあんたち気づいた人がおるかえと言ったら、いえ、それはあんまりわしは知らんええという人がほとんどでありました。

そこに描いている鬼会の鬼とかホオヅキがあるとか、太郎天さんも描いているとかいうことについては、地域の人もほとんどと言っていいぐらい知らないのが現状であろうというように思います。

ですから、後から私もスマホで見てみたら、エンブレムやいろいろこうしてね、ラバーコースターやらをこういうふうにするんだとか、これはお土産にするんだとかいったのがスマホに出ていて、ああ、そうかな、いろいろアイデアは出しているんだなと思いましたから、知らない方も多んじゃないかと思うんで、ぜひ、大いにアピールをしていただいて、この国東半島の魅力を大いに発信をしていただきたいというように思います。

これからの取組については、ちょっと先ほどの答弁で触れられましたので、大いに売り込みをするという意味で宣伝をしていただきたいと。

私の今の質問で、長岩屋谷というような地名の呼称について私に質問をしていただいた人が、ご理解をしていただけたかどうかということは別にいたしまして、そういうことも頭に入れておっていただきたいというように思います。

以上で質問を終わります。



○議長（安東正洋君） 質問を続けます。

3番、於久弘治君の発言を許します。

3番、於久弘治君。

○3番（於久弘治君） 議席番号3番、於久弘治でございます。皆さんもご存じのとおり、約1年に及んでいますウクライナとロシアとの紛争には、収束が全く見えない状況が続いており、エネルギー価格の高騰、円安傾向の影響により、国民の家計の負担が日に日に増していることを実感されている方も多いかと思われま。

実際、今年の4月までに値上がりする予定の商品の合計が約1万4,500品目となり、昨年と同じ時期と比較しますと約3倍のペースで値上げが進むことになり、さらに、同じく4月からは、雇用保険が0.2%引き上げられ、今後さらに家計の負担が増えることが見込まれます。

そのような状況を緩和するため、大手企業各社は春闘の労使交渉において組合からの賃上げ要求をほぼ満額で回答しているようではありますが、本市に限らず日本国内の中小企業では、大手企業のように賃金を上げることは容易なことではないかと思われま。

本市では、市長からの提案理由にもありましたように、昨年9月に実施し、数日で売り切れとなりました第5弾のプレミアム商品券に引き続き、今年に入り早々に第6弾のプレミアム商品券の販売を行っていただいております。

市民の皆さんに対して、少しでも家計のお役に立ててもらうための政策を次々に打ち出させていただく姿勢は、市民からも高い評価の声をいただいております。

こういった市民の皆さんの家計の負担が少しでも緩和される政策につきまして、今後とも引き続き取り組んでいただきたいと思います。

それでは質問に入ります。

最初に、専決処分について質問いたします。

私が市議会議員に選出させていただきました過去4年間を振り返ってみますと、今回、資料要求により提出された資料のとおり、専決処分された案件は26件、臨時議会の開催は2回実施されております。

ただし、専決処分された内容の多くは、公用車との軽度な事故処理案件並びに新型コロナウイルスに対する様々な分野への国の助成事業が中心であったように思われます。

特に、国の助成事業につきましては、コロナ禍で

事業運営や生活に困難を要した方々を早急に援助していくために、市は早々に専決処分とし、執り行ったことにつきましては、私一議員としては、よい判断だと感じております。

そういった意味合いに加え、法律に則った判断による専決処分だと私自身も認識していますが、いまだ一度市民の皆さんに分かりやすく説明をしていただきたいと思ひます。

それでは、改めて専決処分を執り行う際の基準並びに今後の方針についてお聞きいたします。

○議長（安東正洋君） 市参事兼総務課長、安田祐一君。

○市参事兼総務課長（安田祐一君） それでは、専決処分についてのご質問にお答えさせていただきます。

ご案内のとおり、議会にご提案させていただく案件といたしましては、地方自治法第96条の規定に基づきまして、条例の整備や予算を定める場合など、市政執行に重要な案件をお諮りし、ご審議をいただくことが原則となっております。

しかしながら、地方自治法第179条の規定により、緊急を要するような案件で議会を招集させていただく時間的余裕がない場合や、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な案件で、豊後高田市長の専決処分事項に関する条例により指定されております1件の金額が50万円以下の損害賠償額を決定する場合など、市長が専決処分を行うことができるようになっております。

これまでの専決処分でございますが、災害復旧や国における制度改正、臨時的な事業など市民の皆様への影響など最大限考慮させていただき、緊急に対処しなければならない案件と、それと条例に定めのある専決処分事項につきまして、専決処分を行わせていただき、その旨を議会に報告させていただいているところでございます。

今後につきましても、これまで同様、議会にお諮りする原則に変わりはありませんので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（安東正洋君） 於久弘治君。

○3番（於久弘治君） 先ほどの課長からの答弁をお聞きし、専決処分を執り行う際は、きちんとした基準があることを市民の皆さんにお分かりいただいたことと思われま。

原則は、年4回行われます定例会でよく議論することが重要であります。緊急性がある案件につき

3月16日

ましては、臨時議会が必要と判断された場合には市長が議会を招集し、その議会の中でもしっかりと議論を行っていきけるよう、今後進めていただきたいと思います。

次に、2点目の質問です。

本市における予防接種について質問いたします。

ご存じの方も多いかと思われますが、平成26年10月1日より高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンが定期予防接種となっております。肺炎球菌は、一般の方がかかる肺炎の原因となる病原体で第1位の細菌であり、肺炎以外にも髄膜炎や血流感染症など重い感染症を引き起こすこともあり、国内でも肺炎球菌感染症による死亡率は約19%と高く、65歳以上の高齢者が約69%を占めております。

そういったことから、65歳から100歳までの5年ごとの年齢を対象に定期接種を行うようになっておりますが、本市内の高齢者の皆さんにお聞きしますと、肺炎球菌ワクチンの接種はインフルエンザワクチンと同様に、あくまで予防接種ということで、かつ、法律上の接種義務でないため、接種されている方と接種されていない方で大きく分かれているように思われます。

インフルエンザのように一般国民を対象としたワクチン接種につきましては、流行の時期が来ますと新聞やテレビの報道で耳にすることがありますが、高齢者を対象としたワクチン接種につきましては、あまり情報提供がなされていない傾向にあります。

本市でも、ホームページや市報等でお知らせを行っているようですが、肺炎球菌ワクチンの予防接種を少しでも多くの方が受けられ、市内の高齢者の皆さんの肺炎予防につながればと思います。

それでは、高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種の事業内容並びに周知についてお聞きいたします。

○議長（安東正洋君） 健康推進課長、清水栄二君。

○健康推進課長（清水栄二君） 高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種の事業内容並びに周知についてのご質問にお答えいたします。

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気で、気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こすことがある感染症です。また、肺炎球菌により引き起こされる肺炎球菌性肺炎は、成人肺炎の25%から40%を占めております。

市では、肺炎球菌による感染症予防や重症化予防を目的に、予防接種法に基づくB類疾病の定期接種

として、高齢者肺炎球菌予防接種を実施しております。

このB類疾病の定期接種は、接種を受ける法律上の義務はなく、かつ、自らの意思で接種を希望する者のみに接種を行う予防接種となっております。この予防接種の接種費用は約8,000円ですが、そのうち市が約5,000円を負担しており、接種希望者につきましては、高齢者肺炎球菌予防接種協力医療機関において自己負担額3,000円で接種することができます。

この予防接種の対象者につきましては、65歳の者及び心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能等に障害を有する者となっております。令和6年3月末までは、予防接種の対象者の特例措置により年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる者が対象となっております。

ただし、公費負担で受けられる回数は1人1回までとなっております。

また、接種状況につきましては、令和5年1月末時点で総接種者数4,594人、接種率は約54.7%となっております。

この予防接種の周知方法につきましては、市報及び市ホームページでの広報、また、市内の接種協力医療機関において、チラシの掲示をお願いして周知を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 於久弘治君。

○3番（於久弘治君） それでは、再質問いたします。

既に肺炎球菌ワクチンの定期接種をされている市民の方からの問合せの中で、初回だけでなく、それ以降も幾らかの市の助成が受けられないものかとの相談がありました。

先ほどの課長からの答弁の中にもありましたように、1回目の予防接種の場合に限り、生活保護受給者を除き、自己負担が3,000円となっておりますが、それ以降は全額自己負担となり、かかりつけの病院で若干異なりますが、約8,000円程度の自己負担となっているようにあります。

ワクチン接種の効果は約5年間であり、副作用を考慮してワクチン接種の間隔を5年としておりますが、市民の方の中には肺炎にかかりたくないとの理由から、5年ごとに接種されている方もおられるようです。

高齢者の皆さんへの健康維持と家計への負担を和らげるための施策の一つとして、2回目以降の助成

についてご検討ができないものか、お聞きいたします。

○議長（安東正洋君） 清水栄二君。

○健康推進課長（清水栄二君） それでは、再接種についての再質問にお答えいたします。

高齢者肺炎球菌予防接種は、定期接種では先ほどもご答弁しましたが、1回のみとなっております。

また、日本感染症学会肺炎球菌ワクチン再接種問題検討委員会の考えの中では、初回接種から5年以上経過した人は再接種の対象としているところですが、この予防接種の再接種による臨床的な有効性のエビデンスは明確になっておりません。症例によっては、追加接種を繰り返すことを考慮してもよいと考えられております。

市といたしましては、有効性のエビデンスが明確になっていないことから、予防接種の再接種に係る任意の予防接種費用の助成については、考えておりません。

再接種を行う場合については、副反応のリスクを考慮の上、かかりつけ医等とご相談の上、個人の希望に基づき接種を行っていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 於久弘治君。

○3番（於久弘治君） まず最初に取り組むべきことは、市内の高齢者の方々に肺炎球菌ワクチンの予防接種をしていただくことだと思います。そのためにも周知を促し、情報を知ってもらうことが重要であることもよく分かりました。

再質問させていただきました初回の接種を除く、2回目以降の接種費用の助成につきましては、現時点ではとても難しいことのようにありますが、仮にはでございますが、市の助成事業となれば、全国の自治体の中で肺炎球菌ワクチンに対して助成している自治体は全国ではないため、本市が高齢者に優しいまちづくりで全国トップレベルになり、かつ肺炎にかかる方が少なくなり、結果的に高齢者に対する医療費の削減につながる試みになるのではないのでしょうか。

これからの自治体の特色を出すためのキーワードは、私自身、高齢者対策だと認識しています。今後は高齢者に対し優しい取組に向けた様々な角度からの見直しをお願いしたいと思います。

最後の質問です。

香々地地区のコミュニティーについて質問いたし

ます。

先日、香々地地区の市民の方からの問合せの中で、香々地地区でも若い世代が市内中心部に移り住むようになったことで、急激に過疎化が進み、近隣は空き家だらけになり、このままだと地区が崩壊してしまう恐れがあるため、どうにかならないかとの相談を受けたことがありました。

地区の過疎化につきましては、香々地地区に限ったことではなく、私の地元、河内地区でも同様な現象が起きており、本市が今後取り組まなければならない大きな課題の一つであるということは、私自身もよく認識しているとお話をさせていただきました。

そういったお話をさらによくお聞きする中で、香々地地区の住民がコミュニティー広場として活用できる施設に幅広い世代が集まることで、地区がにぎわいを取り戻し、過疎化対策へとつながることにはならないかとのことでした。

市の主催で行っております様々な講習や地元地区の総会等の利用につきましては、公民館や集会所をお使いになられていることは私も知っておりますが、コミュニティー広場としての利用にしましては、様々な制限があるように感じております。

香々地地区の場合には、旧香々地庁舎の利活用も進んでいないように見受けられますので、その点も踏まえてご説明をいただきたいと思っております。

それでは、香々地地区住民がコミュニティー広場として活用できる施設についてお聞きいたします。

○議長（安東正洋君） 地域総務二課長兼水産・地域産業課長、船木靖幸君。

○地域総務二課長兼水産・地域産業課長（船木靖幸君） 香々地地区のコミュニティー施設のご質問についてお答えいたします。

香々地地区のコミュニティー施設といたしましては、香々地公民館及び香寿苑があり、様々な活動にご利用いただいております。

ただ、施設の管理上、目的を持たずに集まる場所としての貸出しはいたしておりませんので、ご相談していただければ現在開かれている教室のご紹介をさせていただきます。

また、旧香々地庁舎の1階部分は、現在1年を通じて貸出しされているところであります。2階部分については、行政ネットワークが入っている関係から、セキュリティ上、不特定多数の方の出入りがあるようなご利用は想定しておりません。ご理解の

3月16日

ほどよろしくお願いたします。

○議長（安東正洋君） 於久弘治君。

○3番（於久弘治君） 旧香々地庁舎は、1階部分、2階部分とも全フロアではないですが、既に利用されていることはよく分かりました。

また、コミュニティー広場として公民館や集会場を利用するためには、何かしらの目的を持った組織を形成し、活動として取り組むことが必要であることも理解いたしました。

しかしながら、コミュニティー広場ができれば、様々な資格を持たれている方々が無償であるボランティア活動でもいいので、地区のために貢献したいとの市民の皆さんの声も大事にしたいと私自身も思っております。

今後、そういった試みが行うことができる施設の検討について、香々地地区に限らず、各地区でも要望があれば、実現に向けて取り組んでいただくことをお願いたします。

以上で質問を終わります。

○議長（安東正洋君） しばらく休憩をいたします。午後の会議は13時に再開をいたしたいと思います。

午前11時20分 休憩

午後1時0分 再開

○議長（安東正洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

16番、大石忠昭君の発言を許します。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭であります。私は、今回、市民にとって大事な問題、特に市民の暮らしを守る問題で7項目、12点の質問をしたいと思っておりますので、市長は質問の趣旨にまともに答えてですね、市民に分かるような言葉で簡潔に答弁を求め、質問に入ります。

最初は、コロナ対策についてであります。

新型コロナウイルス感染で昨日までに全国では7万3,416人、大分県でも766人の方が尊い命を奪われました。また、後遺症についても非常に深刻な事態が続いておりますし、収束のめどが全く立たないということから、市民も大変不安であります。

よって、私はですね、検査に必要な方がいつでも無料で検査ができるような体制を本市としても設置をすべきではないかと思っておりますが、市長の見解。

2つ目には、岸田政権は、新型コロナウイルス感染の法上の位置づけをインフルエンザと同じように5類に引

き下げると。それも今度の連休明けの5月8日から実施をしようとしておりますが、このことでやっぱり市民の間では不安の声が広がっておるんですけれども、これで本当に市民の命が守れると思うのか。市長は国に対して意見を上げるような気持ちはないのか。市長の岸田政権の5類に引き下げることに対する市長の見解を求めたいと思います。

以上であります。

市長にお尋ねしているんですが、どうでしょうか。

○議長（安東正洋君） 健康推進課長、清水栄二君。

○健康推進課長（清水栄二君） 新型コロナ対策についてのご質問にお答えします。

最初に、検査センターの設置についてでございます。

新型コロナウイルス感染者が国内で初めて確認されてから丸3年がたち、これまでの間、幾度も流行の波が繰り返されてきましたが、本年1月27日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけを新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5月8日から特段の事情がない限り、現行の2類相当から季節性インフルエンザなどと同等の5類とすることを決定しました。

そのことにより、これまで講じられてきた各種の政策、措置について見直しを行うこととされており、国のほうで今後の体制整備に向けて議論が行われてきています。

この3年の間、流行するウイルスの変異株の特性により、検査体制や医療提供体制も変化してまいりました。

議員ご質問の新型コロナウイルス感染症の検査では、以前のように保健所の行政を介して検査が行われていた状況から、医師の判断で検査を行い、診断するように変化しましたし、さらにはご自身の判断で市販の抗原検査キット等による検査を行うことも可能になるなど、様々な状況や場面での検査が行われており、必要に応じた検査体制は整えられております。

また、新たに抗原検査センターを設置するに当たりましては、医師など必要な職員の確保が難しいことや、設備などの費用対効果の面から考えても、市が独自に新たな検査センターを設置することは考えておりません。

次に、5類移行後の市としての対応についてお答えします。

1月27日の政府の決定を受け、全国市長会として国に対し、新型コロナウイルス感染症の位置づけの変更に関する緊急要望を行ったところであります。

その要望の主なものは、5類移行後も引き続き実施される新型コロナワクチン接種の実施に関する具体的な方向性について明示すること、また、入院・治療・検査・救急体制を含む医療提供体制が円滑に行われるようにすることなどの、市民の皆様に関係が深い内容です。こうした中、ワクチン接種につきましては、令和5年度も自己負担なく接種が継続されます。また、5月8日以降の医療提供体制等についても示されたところであります。

市といたしましては、国の今後の動向を注視するとともに、感染拡大に向けた啓発を引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 1つ目の無料検査については、市独自では考えていないということですが、これまで議論したように、大分県内では、隣の宇佐市や別府市、大分市などでは、これまでも無料の検査センターを設けてですね、宇佐では、豊後高田の市民も中津の市民もかなり利用しておりましたけれどもね、そういうことしましたが、大分県が実施するようになってから、大分県内でも無料の検査センターがなかったのは、豊後高田市と臼杵市だけでした。その後、できましたけどね。

それで再質問としては、市独自でどうしても無理ならば、これまでと同じような形で、県の事業で実施をして、高田でも医療関係者がですね、それを委託を受けてやるというような体制を取ってもらいたいと思いますが、市長、どうでしょうか。

○議長（安東正洋君） 清水栄二君。

○健康推進課長（清水栄二君） 検査センターについてでありますけれども、市が無理なら県でということでありますけど、県につきましては、今現在では3月31日までは継続されるということ聞いております。その後、設置についてはどうなるのかというのは、まだ検討しているということは聞いておりますので、動向を注視してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今言うように3月末までは決まってやっているんですけども、新年度予算も

私なりに分析しておるんですけども、私が今、質問しているのはね、やはり地方から声を上げないとこういう問題は片づかないんですよ。市長が相当いろんな政治力を発揮していただいておりますので、このことについても県も引き続きやってくれと。市独自ではなかなかやれんけども、県の事業でやってくれということ働きかけてもらえないかという質問なんです。働きかけるか働きかけないかという質問なんですよ。

○議長（安東正洋君） 清水栄二君。

○健康推進課長（清水栄二君） 県への働きかけにつきましては、そういったご意見があったということはお伝えしたいと思っております。

以上であります。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） こういう問題でね、本当に私は市民の命を守る上ではね、乱利用しようと言っていることではないんですよ。必要な方が無料で高田でも検査を受けるようにするためには、市独自で無理と言うからね、県に働きかけて、何とか市内の業者とも連携してですね、県の予算でやれるようにしてもらいたいけど、それを市長は答えられないというのは本当情けないですよ。

次に行きます。

2つ目の問題はね、やはりインフルエンザと同じ形で5類に引き下げられるということは、一般論としてですよ、国のほうは段階的と言っていますけれども、一般論としてはね、これまでの無料の検査にしても、あるいは陽性患者が発生をしてもですね、その後の医療費などについても、自己負担がかかるのではないかという不安がありますね。そういうことになると、やはり診療を抑制するという事でね、そのことが原因で尊い命をまた落とすようなことにつながっていくんですよ。でも、このことを市長自身が今、岸田政権がやろうとしている問題について、もっと研究してもらってね、佐々木市長は物を言えるんだから、私が市長にこれだけ物を言っておると同じように、市長も岸田政権に向かって物を言ってもらってですね、やはり市民の命を守るという立場を取ってもらいたいと思いますが、その辺、先ほどの課長の答弁は国の動向を見守るということなんですけど、そうでなくて市長が今の新聞で発表されている国の制度では問題だという意識がないのか、問題なら問題ということ岸田政権に物を言ってもらいたいと思うのでどうでしょうか。

3月16日

市長は何、もうこれと言えないんですか。

○議長(安東正洋君) 清水栄二君。

○健康推進課長(清水栄二君) 再質問にお答えいたします。

国に対しての意見でありますけれども、全国市長会として、先ほどもご答弁しましたけれども、緊急要望ということで行っておりますので、改めて市から国へ要望することにつきましては考えておりません。

以上であります。

○議長(安東正洋君) 大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 先ほども言いましたように、市民の命、暮らしを守る上で大事な問題を議論したいので、もう少し短い言葉で市長に答弁を求めていますと思います。

2番目は、市民への暮らしの支援策についてであります。

その前提になるのは市長自身がね、今のコロナ禍の下で物価が次々と上がると、市民生活が非常に大変になっているんですけれども、これは佐々木市長の責任と言って追及しとるんじゃないですよ。岸田政権が、やはりいろんな問題で無為無策、後手後手で、ここが一番大問題ですよ。だから、内閣支持率が低下したままなんですよ。それに対して市長は、やはり豊後高田市の代表として、今の2万2,000人の市民の実態をね、あなたが市長になった当時に比べてみて、今のほうが私は市民は本当に困っていると思うんですよ。何とかしてくれと。次々と佐々木市長が独自策を出して支援策をつくってくれて、その辺はありがたい、その辺は評価しているんですよ。そして評価して次々と事業をやりましたけれども、それでも今の市民の実態というのは、岸田政権の下で困っていると思うんだけど、その辺どうですかという質問です。これが1番ね。

2番目は、今朝もある方から、電気料がもう、オール電化にしとるもんだから2万7,000円ぐらいだったのが、一遍に4万円台になったとね。オール電化の家庭では、もう電気料の値上げというのが大問題になっています。という声があるほど、次々と物価高で、まだこれからどうなるかという不安の声が非常に高いですよ。それでですね、私は今こそ岸田政権の悪政の防波堤となつてね、市民を守っていくのは、やはり地方自治体の仕事と思うんです。佐々木市長の仕事であり、私も議員の仕事だと思っています、私は。

それでね、合併になった年度で、年度末では、自由に使える財政調整基金が5億8,300万円あったんですけども、現在では約30億円あるんですよ。5倍以上ため込み金があるんですよ。安い利息で銀行に預けておりますけどね。これをやはり今の背を渡ると、これだけ岸田政権の下で市民の暮らしが大変になっておるんだから、1人1万円配っても、2億3,000万円あれば釣りが来る状況でしょ。これは、何々をしようというのを私が決めつけて言っているんじゃないんですよ。市長は、市長の2期目の市長選挙前には2回配ったんですよ、1人1万円。1万円プラス、高齢者と身体障がい者の人は5,000円プラスしましたよね。そういうやった実績もあるんだから、私は今度のこの議会で補正予算を追加しようと言っているんじゃないんですよ。やはり新年度の予算ではね、まだ市長、任期があと2年ありますからね。令和5年度の6月の補正予算でも組んでね、何かの佐々木カラーを出した市民を守る施策を実行すべきじゃないかと。財源が30億円あるから、そのうちの1万円ずつ皆さんに配っても、2億3,000万円あれば十分あるから、その辺の市長のいわゆる基本的な考え方、ほんの短い言葉でいいですから、市民の前に聞かせてください。

○議長(安東正洋君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) それでは、市民への暮らし支援策についてのうち、コロナ禍及び物価高騰の中での市民の暮らしに対する認識についてのご質問にお答えいたします。

世界的なまん延から3年以上が経過した新型コロナウイルス感染症は、度重なるウイルスの変異によりまして、感染の拡大と縮小を繰り返しながら現在に至るまで続いており、完全な収束は見通せない状況でございます。

また、急激な円安、ウクライナ情勢、人件費の高騰など、複合的な要因から日常生活のあらゆる物の価格が高騰するとともに、電気、ガス、ガソリン、灯油などの燃料費も高騰が続いております。こうした状況を踏まえ、国では、昨年からのガソリン元売会社への助成を開始、年明けからは電気料金についても助成が始まっております。

また、新型コロナウイルス対策の臨時交付金を全国の自治体に交付しており、本市におきましても、この交付金を活用して市民の皆様の感染防止対策及び生活支援、市内中小事業者の皆様への感染防止対策及び事業継続支援などを切れ目なく実施してまいり

ました。

特に、令和2年度に地域消費喚起対策として始めましたお買い物券事業は、その後プレミアム商品券事業といたしまして、これまで合わせて5回、発行総額13億円分のプレミアム商品券を発行しております。さらに、事業費総額で7億円超える家計支援のための全世帯を対象にした2度にわたる定額支援金や、1世帯当たり2万円分の地域振興お買い物券を配付するなど、県下でもほかに類を見ない支援事業を実施してきたところでございます。

現在におきましても、過去最高となる総額3億9,000万円の第6弾のプレミアム商品券の4月1日からの発売に向けた準備を行っておりますし、今月末まで市内の飲食店を対象にしたキャッシュレス決済による30%ポイント還元も実施しております。

また、現在、開会中の国会におきましては、物価高騰を踏まえました追加経済対策について検討している旨の報道等もでございます。

本市といたしましては、市民の皆様が安心して暮らせるように国、県の動向を注視しながら、適切な時期に迅速な支援を心がけ、新型コロナ対策、物価高騰対策等に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 市参事兼財政課長、飯沼憲一君。

○市参事兼財政課長（飯沼憲一君） 大石議員の財政調整基金による支援に関するご質問にお答えいたします。

財政調整基金は、災害復旧事業費、緊急に必要なとなった建設費、借入金の繰上償還、歳入不足の補填の財源に充てる資金として、決算剰余金の一部などを積み立ててきたものです。

今後の中長期的な見通しでは、歳入の市税や地方交付税などの一般財源は大きな増額を見込めない中、歳出では、児童や障がいのある方に対する扶助費は増加の一方でございまして、宇佐・高田・国東広域のごみ処理施設整備の負担金や、大分県全体の消防指令業務の共同運用関連の整備、その他多くの公共施設の長寿命化など起債事業の実施に伴い、元利償還金も増加する見通しでございます。

現に、令和5年度当初予算案では、財政調整基金を約7億円取り崩す予算といたしております。今後、依存する地方交付税が落ち込めば、財政収支が悪化し、さらに大きな財源不足が生じることも考えられ

ます。

したがいまして、残りの財政調整基金は、今後の備えとするとともに、この間、安全かつ効率的な運用で財源の育成を図りつつ、当然ながら、補正予算などの財源としても必要に応じて活用したいと考えているところでございます。

なお、現在の市長が就任された時点の財政調整基金残高は、お手元、提出した資料の8ページ、皆さん、8ページの17番の表をご覧くださいと思います。ちょっとページがまたがって見づらいですが、8ページになります。その平成28年度末残高のところをご覧くださいと思います。

そこに記載しているとおり、平成28年度末の財政調整基金の残高は、約30億円でございます。市長の就任が平成29年度ですから、就任時はこの30億円であったということになります。それから5年後になります令和3年度末の残高は約30億6,000万円でございます。現市長在任中の増加が6,000万円程度でありますのは、これまで子育て支援や高齢者福祉をはじめ、市民の暮らしや福祉向上のため、様々な取組を行ってきたからでございます。

特に、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症対策や燃料物価高騰対策などとして、他市ではあまり例がなかった市民1人または1世帯当たり2万円や1万円、また5,000円など支援を数回にわたり実施した上、高齢者へはさらに上乘せして支援、また、大学生を抱えるご家庭には、学生1人当たり5万円の支援、数回にわたるプレミアム商品券など、市民の生活を応援してきた豊後高田市独自の支援は、この3年間の支出見込額は合計で約17億円に上り、財源の大半は国から交付された地方創生臨時交付金であります。ご質問の財政調整基金の一部を取り崩して対応するなど、市としても約3億円もの支出をする見込みでございます。

なお、昨日から今日にかけての報道によりますと、岸田首相が低所得世帯に、一律3万円のほか、子育て世帯には、子ども1人当たり5万円を上乘せするという意向を示され、政府は月内に物価高騰対策をまとめる方針であること。特に、低所得世帯への給付については、自治体の裁量で使える、さきに申し上げた地方創生臨時交付金に特別枠を設ける案を検討すること。財源は国の令和4年度予算の予備費を活用する方向であることなどの情報が既に公になっています。

現時点で、令和5年度当初予算案には、国の地方

創生臨時交付金のような歳入は計上していません。市民1人当たりまたは1世帯当たり1万円を給付するような事業は、国から交付される地方創生臨時交付金のような財源があったからこそ実施できたのであり、大石議員が示唆されているような市の財政調整基金を取り崩し、全て市の財源でそのような支援をするようなことは、市財政の中長期的見通しの観点から考慮いたしますといかがなものかなと思いますし、難しいのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 議長、今日この会議を指揮しとるんですけどね、今、私が市長に質問した内容は、本当に答弁が短いもので結構だと思うんですけどね、議長が聞いてどう思いますか。1項目めについても2項目めについても一人一人課長が2人でやったんですけども、全部弁明しているわけですよ。私がこれまでどんなことをしたとか、今朝の新聞に載っているくらい、早く読んでますよ。あんたよりもっと詳しく説明できるくらい私は知識を持っていますよ。そんなことを聞いていますか。もうこれだけで60分のうちに二十何分かかったんですよ。

議長、そういう指揮をしないと、結局、質問妨害になりますよ。私は質問を全部やりたいんですよ。質問短いんですよ。答弁が3倍も4倍もあるじゃないですか。今後、それ注意してもらえますか。

○議長（安東正洋君） 執行部の答弁につきましては、趣旨に応じた答弁をしておると思います。

よって、質問を続けてください。

○16番（大石忠昭君） 議長、それは駄目ですよ、議長。議長、執行部の見方が市民の見方ですか。公平な運営をしてくださいよ。

○議長（安東正洋君） 議会運営……

○16番（大石忠昭君） だから、いいですか。

○議長（安東正洋君） 議会運営上の……

○16番（大石忠昭君） 今からやりますから、市長答えてください。

○議長（安東正洋君） 質問続けてください。

○16番（大石忠昭君） 私は、今の市民の暮らしを守るために2点やったんですよ。1点目が答弁になっていますか。今の市長の答えたのはね、6年間市長を務めておりますけれども、あなたが当選した当時に比べてみて、今の市民の実態はどう思いますかと、いろいろと支援策を取って

るけれども、それでも市民の暮らしが大変じゃないんですかと。大変という立場に立たなければ、悪政の防波堤になって市民を守ろうという施策はやれないですよ。だから聞いとるんですよ。ものの30秒でもいいから答えてください。

○議長（安東正洋君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 先ほど課長が答弁した内容は、十分協議した内容であります。

また、議員さんのおっしゃるように、他市にない取組をしっかりとやってきた成果でありますので、理解をお願いいたします。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） その程度ではもう話になりません。話にならんわ、市長。私の質問に答えてないじゃないですか。私は、今までやったことはね、市独自施策を取ったということの評価し続けてきましたよ。そのことを言っているんじゃないんですよ。それでもね、それでも、あなた特に2期目の市長選挙前に2回も配ったというのは全国ないですよ、公費を使って2万円から2万5,000円配ったところがありますか、全国で。それが大きな選挙の結果になったんじゃないですか、それが。そのことを問題にしとるんじゃないんですよ、私が今、言ってるのはね。それだけやってみても市民の生活は大変なんですと、物価高でね。そういう認識ですかちゅうことを聞いているんです。その認識がないということが分かりました。

次へ行きますよ。

そういう中でね、今のところ、約30億あるからね、私が何々をしようということを決めつけてもないですよ。何とか今までは、3年間は市独自の支援策を取ってきたんですよ。今年は4年目になるんですよ。4年目の予算を今度の予算委員会で審議するんですよ。その4年目の予算の中には市独自の支援策は入っていないんですよ、今までみたいだね。だから、それは今回、補正を追加——それを修正するんじゃないかと、6月議会まででもいいからね、何らかの支援策、市民が、生活が大変なんだから生活を守るために佐々木カラーを出して、大石カラーを出してやれと言ってるんじゃない。佐々木カラーを出して、何らかの支援策は検討できないですかという質問なんです。これは、市長、どうですか。それも検討できないんですか。

検討できるか、できないかだけでいいです、答弁は。



○議長（安東正洋君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 議員さんのおっしゃったように、全国に例がないような支援策をやってきておりますので、今の段階ではそれ以上のことは考えておりません。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 次は、時間があと30分になりましたので、3番目の高齢者対策についてであります。

私も81歳になりまして高齢者の一人なんですけれども、やはり年金は下がるわ、物価が次々と上がるわ、高齢者の皆さんは本当に老後の生活大変だと思いますよ。よってね、何とか佐々木市長のこれまでのアイデア、政治姿勢を生かしてもらってですね、やはり県の職員、OBとは違って、佐々木市長になったら高齢者のこともよく分かってくれるなど言えるようにね、やはり何らかの市独自の支援策ね、今までもいろいろやってきとるですよ。今まで何やったか、かにやったかと質問したんじゃないんですよ。やはり新年度で何らかの新たな支援策を取ってもらいたいと思いますが、市長の見解。

それから、佐々木市長に替わりまして6年になりましたけれどね、私はこの間、これまでもここで議論しましたように、計算しましたら、ちょうど20項目要求しとるんですよ。提案というか要求というかね、こういうことをやったらどうですか。その中で幾つかは実現できましたけれども、あとのことについても、ええ、言うだけ言わしちよったらいわということなのかね、やはり市民の声として大事に受け止めて、これは財政的にもうかなりかかるな、いや、少なくともできるな、どういうふうに効果があるなど、本当に高齢者に喜んでもらえるように、佐々木市長も2期目になったんだから、やはり2期目になったらまた違うなというような評価をしてもらえるようにね、何らかの検討をされてるのか、私が質問したことを無視しているのか、それはどちらですか。はっきりさせてください。

○議長（安東正洋君） 社会福祉課長、田染定利君。

（○16番（大石忠昭君） 議長、市長に簡単に答えさせてもらって、簡単に、本当簡単でいいんですよ。長くやったら、質問妨害になりますよ）

○社会福祉課長（田染定利君） それでは、高齢者対策の検討についてのご質問にお答えをいたします。

高齢者の方への支援につきましては、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で、安全に安心して健康で、

そして生きがいを持って生活できる環境を維持できるよう、真に必要な行政サービスの提供に努めることが重要と考え、積極的な制度の充実に努めてきたところでございます。

そのため、これまでの社会情勢や時代のニーズ、そして当事者のご要望や関係者のご意見などを伺う中で、費用対効果や世代間での理解の得られる施策など、様々な面から検討を行ってまいりました。

また、国や県、そして地方自治体との役割分担の中で、国・県などにおいて実施すべき施策については、市長会などを通じ、要望などもさせていただいたところでございます。

今後につきましても、引き続きそうした考えの下でしっかりと議論し、適宜適切な検討に努めてまいりたいと考えております。

○16番（大石忠昭君） 議長、2項目したんですけど、2項目の答弁はそれでいいと思いますか。

○議長（安東正洋君） そうなんじゃろう。（○社会福祉課長（田染定利君） はい）終わったようにあります。質問を続けてください。

大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 市長、端的にね、今何々をやれということで答えなくてもいいんですよ。6月議会、あるいは9月議会に向けてね、何らかの高齢者が喜んでもらえるような施策はできないかという質問なんです。今の質問、抽象的なんですよ。今の市長としての考えを聞かせてもらえませんか。私が今まで議論してきたのはね、市長の答弁では、豊後高田の高齢者対策は、18市町村で高田ぐらいやったところありますかと。全国トップクラスですよという答弁をしてくれているんですよ。本当にそう思いますか。なら、全国トップクラスという、全国に負けないようなことをまあ、3つ挙げてもらえませんか。3つ挙げきれなかったら2つでもいいから挙げてもらえませんか。

私は、やはり高齢者が佐々木市長に何を望んでいるのかね、アンケートを取ったらどうですかという質問をしたことがありますけど、そんなことはしませんと言われたんですよ。

それから、法律上ね、9月15日全国一斉の老人週間なんですよ。豊後高田市の場合、老人週間の行事がないんですよ。だから、せめて新年度でやったらどうかという質問をしているけど、答えてないんですよ。これもとうとう市長、答えなかったんですよ。それも大事な点だから答えてください。

○議長（安東正洋君） 田染定利君。

○社会福祉課長（田染定利君） それでは、大石議員の再質問にお答えをいたします。

全国的にトップクラスということで、こういった事業があるかということでございますけれども、全ての全国の自治体ですね、あらゆる高齢者対策を私のほうで承知をしているわけではございませんので、それについて、これがということとは申し上げることはできないというふうに考えております。

それから、老人週間に関しましてでございますけれども、老人週間については老人福祉法の中に規定がございます。我々といたしましても、敬老会をはじめ、この間、3年間ほどコロナの影響もございまして、大衆演劇等は実施できておりませんけれども、そうしたのもですね、今後、コロナウイルス感染症の状況を見ながら再開をしまし、これまで郷土のために貢献をされ、高齢となられた皆様方の敬老の意識、それから啓発に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 私は、市長が18市町村の中で高田ぐらいやっているところがありますかと、あるいは全国トップクラスを——いう答弁を続けているもんだからね、資料要求で高田独自でやっていることを出してもらえませんかと要求したんですよ。市長の回答は、そんなもの存在しませんという回答書ですね。今の課長も言えないということでしょう。

それで市長に聞きますよ。市長は今度の議会の提案理由説明の中でも、住みたい田舎ベストランキングで豊後高田が3年連続1番だ。総合もシニア部門についても1番だということで、市報もあれだけのページについて書き上げましたね。ここら辺の理解が違うんじゃないですか。全国1番になった、1番になったと言うけれども、これは編集者が、それも全国の市町村にアンケートを出して回答したのがね、六百何件、六百何ぼあったんですわね。それで、その中のシニア部門でも1番だということ、これはですね、どういう趣旨の質問か、市長理解できてますか。いわゆる移住者向けなんです。移住者向けで、どこの市町村に移住することが一番暮らしやすいかというデータなんです、これは。だから、市民の皆さんの間ではね、もうあきれてしもうてるわけよ。移住者向けのことで、これは。見てごらん、全部。それを移住者は、移住したい方は、こ

の雑誌を読んでどこに行くかと決める。移住者にとって一番いいところはどこだろうかという。その市町村の回答から見て、豊後高田が1番、連続1番。11年間、3番以内に入ったということなんです。よ。

今大事なことはね、市長に替わってから、そういう1万円配ったり、あるいはお買物券を今度は1世帯2万円配ったりするのは、それは素晴らしいことです。評価してますよ。それでも、高齢者の皆さんは生活が大変だ、何かしてくれという声、私どもアンケートを取ってからね、私どものアンケートにはたくさんの皆様が——何で18歳までの子どもたちにあれだけやるのに、私たちにしてくれないかと。市長はしているつもりだけど、まだまだ市民の皆さんは、もっと何かやってくれと言うんですよ。だから、私は何々をやると決めつけていない。市長がやはり市民のアンケートを取ってみてね、こういうことを応えようと。あるいは、私が20項目、いろんな形で提案、要求しているけれどもね、その中でもこういうことをやったらどうかというような研究をしてね、それに応えていくのが市長の仕事じゃないんですか。私ども市会議員もね、選挙の時にお願います、お願いしますじゃないんですよ。ちゃんと市民の声を聞いてですね、市民の声を代弁して、ここで、市長、こういうことをやったらどうですかと提案したり、要求したりするのが市会議員の仕事だと思いますよ。私はそういうつもりでやってきたつもりです。しかし、市長がそれに応えないということはどういうことですか。分かりませんか。基本的なことを聞いているんですよ。そしたらね、市長、2期目の今、途中だけれど、3期目も出てくれということになるんです。私は3期目も出てくれと言われる市長であってほしいと思うから言っているんですよ。いい意味でね。それ答えられませんか。その基本的立場。

○議長（安東正洋君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 議員さんから移住・定住のお話をいただきましたが、市にあまり関係ないようなお話。これはですね、高田の、何もしなかったら、高田の人口は1万6,000人になる。人口が減ることは商店街の活力を失います。そして高田の資産の、出ていく人は資産を売ります。買い手がおりません。皆さんの資産が目減りします。そういう意味では、移住・定住は最も必要なことなんです。

また、議員さんのおっしゃるような高齢者対策で何かやったことがあるか。議員さん自身が日本トッ

プラスですよと言いながら、あえて聞きますから言いますが、この6年間で高齢者対策、全市民とは関係なく7,000万円、別個に予算を組んで、大分県ではどの市もやっております。全国でも例がありません。これをやっております。今回、自治会が運営する高齢者の敬老会助成金、大分県で今現在、1,000円が最高ですが、今回、議会に提案しております500円プラスの1,500円は大分県で最高です。14市の中で4市が1,000円、そして6市がゼロ、大分市が500円、竹田市が800円、そういう意味でも、大分県のどこよりも最高を行っていると思っておりますし、非難を受ける内容ではない、自負しております。しっかりと市民のため、高齢者のため頑張っていきたい、こう思っておりますので、正しく理解をしてください。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 市長ね、正しく理解してくださいと、そうじゃなくて、あなたのほうこそね、質問を正しく理解して答弁してください。まるきり質問に答えていないじゃないですか。

次に行きます。時間がありませんのでね。

次は、国保の引下げ対策です。

これについてもこれまで、随分、議論してきましたけど、このことも市長があまりにも理解が浅いんじゃないかなと思って残念です。今度は、市長、簡単に答えてください。長い答弁は要りません。いいですか。

私がここに原稿を出しているのはここにありますがね、他の健康保険に比べてみたら、4人家族の標準家庭で、国保税のほうは、同じ給料をもらっている方でも2倍以上なんですよね。これは全国どこでも一緒です。それでですね、同じ市民でありながら、国保に入っているために2倍高い税金を納めなければならない事態になっているんですよ。それで全国知事会などはこれ問題だということで、国に対して公費負担1兆円を求めているんですよ。あるいは均等割などというね、赤ちゃんがオギャーと生まれた年から1人幾らと取られるんですよ。ほかの保険は全然ないんですよ。だから、このことを問題にしているんですが、私はそういう中で、やはり国保の基金だけでも2億6,300万円あります。これ豊後高田市始まってからの基金ですね。ありますので、これを使って今度こそ、国保税を大幅に引き下げるべきだという質問なんです。

市長、私の質問でよく理解してくださいと言われ

たけど、私は理解したつもりで質問していますが、私の今の質問に問題があれば教えてください。問題がなければちゃんと答えてください、このことについて。いいですか。

それから2つ目の質問は、国保税というのはね、医療費の関係と後期高齢者の関係と介護保険の関係です。3種類で試算をして、世帯主に合計でかけられるんですよ。その中で、医療費分が大半を占めているんですよ、税額の中ではね。その医療費分が高田では税率で言ったら非常に高いんですよ。それで、このことで私は何度も医療費の分の所得割にしても、均等割にしても、平等割にしても、引き下げるべきだという議論をしてきましたが、市長、理解をしておるのでしょうか。理解をしておればね、ぜひ新年度から引下げをしてもらいたい。6月議会に条例を出しても間に合いますので、出してもらいたいと思っておりますが、どうですかという質問。簡単でいいです。そういう気がないならいい、ないならいいという答弁、あるならあるという答弁、それだけでいいです。

長い答弁は要りませんよ。議長、いいですか。長い答弁は求めていないですよ。時間がありません。質問妨害になりますよ。

○議長（安東正洋君） 保険年金課長、大久保正人君。

○保険年金課長（大久保正人君） それでは、国民健康保険税に関するご質問にお答えいたします。

議員ご案内のとおり、2月に県が示した令和5年度分の標準保険税率で試算した1人当たり保険税額は、令和4年度分の1人当たり保険税額と比較して6,659円の増額、率にして5.48%の増でございます。

これは、県内全市町村において増額という結果になっており、要因としましては、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者へ移行したことにより、被保険者数が減少したため、1人当たりの税額が増となっております。

議員ご指摘の国民健康保険税率につきましては、3つの項目、医療分、後期支援金分、介護納付金分のそれぞれの税率の合計額で計算されており、県内18市町村との合計税率の比較では、当市は令和4年度で所得割が高いほうから8番目、均等割が高いほうから7番目、平等割が高いほうから9番目の位置づけとなっております、決して高いほうではないと考えております。

仮に、医療分の現行税率を標準保険税率まで引き

3月16日

下げた場合、全ての税率は標準保険税率以下になり、県に納める納付金の財源を賄うことができなくなります。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 答弁になっていないですね。今、担当課長が答弁した資料が配られておりませんが、それは県が発表した数字なんですけど、これはあくまでも県の試算数字なんですよね。これを参考にして市町村が決めるんですよ。

今から言うところをよく、市長、理解してください。今、課長が答弁したのは、高田では6,659円引上げになっているじゃないかと言われたんよね。それは前回の試算と今回の試算の比なんです。それは分かるでしょ。大分県です、今回、別府市と臼杵市が大幅引下げをするんです。今の課長の言うた数字でいったら、別府市では9,989円の引上げになっておるんですよ。間違いはないですね。それから、臼杵市では9,350円の引上げになっているんですよ。

ところが、一番引上げをしようという県の資料に対して、別府市も臼杵市も大幅引下げです。もうこれは具体的には言いませんけど、全部調べています、私は。別府市のごとくは、今度で連続3年の引下げですよ。豊後高田については、それでいうならば、3年前の時どうだったですか。八千何ぼ下げろという県の資料を出しながら、皆さんが理解しながらですよ、市長が理解していないために下げなかったんですよ。そのために、これだけの2億6,300万円の基金になったんですよ。だから、当然、これだけのものがあれば、それを使えば大幅引下げが可能じゃないですか。市長、そのことは理解していますか。理解をしていますか、そのことを。私が言っていることを。

医療分の所得割についてはね、高田の場合は10.40%、大分県18市町村の中で2番目に高いんですよ。それから、均等割についてはね、2万8,000円、それも2番目です。18市町村ですよ、14じゃないですよ。18市町村の中で2番目に高いんです。平等割も2万2,300円で、これは3番目に高いんです。

参考までに出しましょうか、私が勉強したことを。いいですか。隣の宇佐市と比べてください。高田が10.40%に対して、宇佐市では9.0%、1.4%も税率で違うんですよ。国東市では、高田が10.40%に対して8.0%、2.4%低いんですよ。均等割、高田は2万8,000円に、宇佐市は2万3,500円、4,500円安い。国東市

は2万1,800円、6,200円安い。平等割については、高田は2万2,300円、宇佐市のほうが3,800円安い。国東市が6,100円安い。これが間違いだったら間違いと反論してください。

だからね、何かいろいろ弁明ばかりするんじゃないで、どうやって市民がこれだけ困っているんだから国保税を下げるかという研究をすべきじゃないんですか。やがて税率を大分県一本化する動きが始まっていますよ。一本化する前にね、やっぱり下げるべきですよ。別府市は3年連続値下げです。高田についても6月議会までに下げるような検討をするかどうかという、市長、検討する用意があるかどうかの質問です。答えてください、市長。

○議長（安東正洋君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 令和4年度分から1人当たりの保険税額は6,659円増額を予定しておりますが、率にして5.48%の増であります、今回の増税額の比較については、今回、増額しなくて据え置くことに決定させていただいております。

以上です。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 全く、市長、理解しておりません。全く理解していないんです。今、あなたが読み上げた6,659円、5.48%というのが県の前年の試算と今回の試算なんです。前年の税率についての比較じゃないんです、これは。それで言ったらね、いわゆる別府市でも9.75%の値上げ、臼杵市では8.12%の値上げですよ。高田の場合は5.48%の値上げになっているんです。高田よりも倍近く県は値上げをしようという試算が出ているのに、別府市は3年連続で今回大幅な値下げ、臼杵市も大幅な値下げですよ。それがやれているんだからね、高田でもやれんことはないんじゃないですかと聞くのは当然じゃないですか。だから、市長の理解が違うんだから、6月議会までに研究するという用意はありませんか。あなたのさっきの答弁は間違いなんですよ。休憩を取って修正してください。間違いは訂正してください。私はそんな試算表に基づいてやっているんじゃないんです。

○議長（安東正洋君） 大久保正人君。

（○16番（大石忠昭君） いや、ちょっと駄目でしょう。議長、市長にちょっと答弁させて。市長の答弁が間違っているんだから）

○保険年金課長（大久保正人君） それでは、大石議員の再質問にお答えいたします。（○16番（大石忠

昭君) 市長が答弁し直さんといかんでしょうが) 引下げを行う2市、別府市、臼杵市について、令和4年度末見込額でございますが、1人当たり基金保有額は、臼杵市では大分県で2番目に多く保有し、当市の2倍の基金を持っております。別府市においては県下では7番目に多く保有し、当市より1人当たりの基金保有額は1万8,000円多く持っており、仮に引下げを行ったとしても、当市よりも1人当たりの基金保有残額は多く保有し、財源的に当市と比較しても結構余裕のある国保運営ができています。

今回の引上げ、引下げを行う予定の市町村においては、市町村としての考え、政策的なこともあろうと思いますが、当市としては税率を改定することなく、保険税の年度間の平準化や将来的に安定した国保財政の運営に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(安東正洋君) 大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 議長、もう一回いいですね。今、ここを2項出してありますから。

今みたいな答弁は、私のほうがずっと研究しています。全部資料を取っています。分析しています。私が問題にしているのは、いいですか、議案質疑ではそこまで問題にしなかったけど、一般質問だからね、市長自身がもう少し国保の問題について勉強してもらいたいから言っているんですよ。まるっきり理解していないじゃないですか。私の質問について、私がどんな質問をしているかということも理解していないんですよ。

だから、もう一回最後の質問です。今度、私の会議録ができたらく読んでみてください。まだ資料を出せと言え、何ぼでも出します。豊後高田の場合でも、市長がその気になれば引下げは可能です。絶対可能です。介護保険でもそうでしょう。基本料金を上げることもないのに上げたために、恐らく、見てみなさいよ、黒字になりますよ、また。今、その場をしのがないかんほど市民の生活は大変なんで、大分県では、医療費の所得割についても、均等割についても、大分県で2番、平等割が大分県で3番目に高いんですよ。一般の社会健康保険に比べて倍以上高いんですよ。これを問題にするのは市議員として当然のことじゃないですか。それに対してあなたは答えていないじゃないですか。だから、6月議会までにね、課長はもう3月末で退職でしょ。だから、新しい課長の下で検討してみると。検討する用

意もないんですか。市長の見解で、検討してみると、私に指摘された関係で値下げができるかどうか検討してみるといふことの答えはないですか。

○議長(安東正洋君) 市長、佐々木敏夫君。

○市長(佐々木敏夫君) 少子高齢化や人口の配分、被保険者、保険者の納付する側と利用する側の問題で大きな差が自治体間で出てくると思っておりまして、そういう意味では、将来的財政破綻を来さないように、自治体といたしましては、しっかりとした将来を見据えた対応をしまいたいと思っております。

○議長(安東正洋君) 大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 残念ながらね、あと小・中・高校生の入学祝い金のことと住宅リフォーム、防犯対策についてね、市民の命や暮らしを守る上で非常に大事な点で質問を用意したんですけども、もう、かみ合わない答弁で時間を取ってしまっただけに市民に申し訳ないと思います。

あと一点だけね、住宅リフォームの助成について。

佐々木市長に替わってから3回目の質問なんですけれども、私の質問の趣旨、市長、理解できますか。市長、教えてください。一言で言うならね、私も選挙で市内を何巡もしましたけど、やっぱり本当に老朽化した家が多いし、空き家も増えていますがね、それを幾分でもリフォームしたいという場合、全額負担ではなかなか思い切れないんですよ。それを私が言っているのは、市内の業者で工事してもらえれば、せめて10%でも5%でもいいから、上限も30万でもいいですよ、いうぐらいの住宅リフォームをやれば、環境整備をして住む住民にとってもありがたいけれども、業者についても、大工さん、左官さんなどについても仕事が増えてありがたいんじゃないかと思うんですよ。

それで、何とかこれもね、これまでの2回の答弁は、前の永松市長時代とほぼ趣旨は同じ答弁だったんですけどね、佐々木カラーを出して、それは無償住宅を提供したりいろいろやっていますけど、今度は一般住宅や一般商店についても住宅リフォームの助成制度をつくる考えがないか。検討する用意があるかないか。ないならない、あるならあるで教えてください。

○議長(安東正洋君) 市長、佐々木敏夫君。

○市長(佐々木敏夫君) 一般住宅の助成をするということは非常に難しいと思います。市の財政がまらずもありません。いろいろな事業も取り組んでおりま

3月16日

すが、国の補助事業等も活用して行っております。そういう意味では、議員さんのおっしゃる問題については、補助もありませんし、市の財政を潰すだけです。よく理解してください。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 市長のほうこそよく理解してください。私はね、何億も何千万も出せとか言っているんじゃないんですよ。

例えば、1,000万円、市が補助金を出したら、1割補助としましたら、業者においては1億円以上の事業ができましたよと、本当にこんなに経済的効果が大きい事業はないんですよ。1,000万円も500万円も出せませんか。そんなにお金がないんですか。市長、教えてください。財政を崩せとは言っていないでしょ。

○議長（安東正洋君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 1,000万円、2,000万円の問題ではなく、その制度をすると区切りがつかないんです。どこで線を引くのか。10億円になるかもしれないんですよ。1,000万円じゃないんですよ。そこを理解してください。

○16番（大石忠昭君） 駄目だね。そんなことを言っていますか。1億円出せとか言っていないでしょう。終わります、残念ながらね。

議長、答弁が長かったので、私の発言を許すのならもう一つやりたいんですけど。

○議長（安東正洋君） 議席にお戻りください。

○16番（大石忠昭君） え。もう終わりということでしょ。私は終わるつもりですけどね。

○議長（安東正洋君） はい。

○16番（大石忠昭君） 今後、議会運営についてはもう少し執行部に注意してください。お願いしておきます。全然市長は理解していないでしょ。本当に勉強してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（安東正洋君） 一般質問を続けます。

2番、在永 恵君の発言を許します。

2番、在永 恵君。

○2番（在永 恵君） 議席番号2番、在永 恵でございます。このたび、2月の市議会議員選挙に選ばれて、こちらの席に立たせていただくことになりました。市民の皆様の期待に応えられるよう、今後とも頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、一般質問に入らせていただきます。

最初に、小田原地区における災害時の危機管理に

ついて質問いたします。

1つ目は、私が5年前に小田原地区の自治会長を仰せつかった時のこととあります。台風の影響で、想定外の雨量で小田原地区が一時孤立ということになりました。というのも、小田原から中核工業団地へ向かう河内農免道路が土砂崩れで通行止め、県道34号で矢原地区に入る潮見橋の付近で、川原の増水に加え、山からの鉄砲水により道路冠水で通行止め、そしてまた、田染地区に近い県道34号で小田原・日ノ鶴地区、ここも砂防ダムから付近の山からの鉄砲水で通行困難という状況に陥りました。日ノ鶴地区の方は、実は避難場所が河内小学校になっておりましたが、先ほど言いましたように通行止めということで、田染小学校への避難を誘導しました。本来であれば、先ほど言いましたが、河内小学校への避難ができなかったという大変大きな事態に陥りました。

また、消防団との打合せの中で、小田原の中に寺田地区という地区があります。その地区の方は、河川が1メートルぐらいで増水するのではないかとという情報も入り、結果的に大事には至らず、避難場所に移動はない状況が発生したと記憶しております。

昨年、豪雨による桂川の増水により危険を感じたところとあります。今後も、異常気象による想定外の雨量が発生することを考えなければなりません。このような場合の避難方法、そしてまた、指示系統の説明をお願いしたいと思っています。

2つ目は、豪雨時の桂川が増水した場合、避難の目安にするための危機管理型水位計の設置を検討できないでしょうかということとあります。

従来、河川が警戒水位を超えるかどうかの判定は、橋の橋脚にある水位線を基準としています。河川管理や防災担当の職員が河川に近づき、目視で水位を確認する。それでは、短時間で水位が上がった場合など、職員が逃げ遅れるリスクがあり、定点カメラを設置して遠隔から水位を見る方法があったりしますが、夜間では、見えにくいと判断しにくい課題があると思います。

そこで、危機管理型水位計は、人が川に近づくことなく水位を確認することができると聞いています。従来のリスクを軽減する危機管理型の水位計を設置する今の状況を教えていただければなというふうに思っています。

以上であります。

○議長（安東正洋君） 市参事兼総務課長、安田祐一君。

○市参事兼総務課長（安田祐一君） 小田原地区における災害時の危機管理についてのご質問にお答えさせていただきます。

議員が言われますような激しい豪雨によって、道路の冠水や橋の水没の影響で地区の方が避難できないような状況があったとのご指摘をいただきました。

この小田原地区におきましては、桂川の中流部に位置しており、蛇行する箇所も多いことから、昭和57年8月の出水では、森から小田原までの区間において、河道の流下能力不足により河川が氾濫し、浸水被害が発生したことがございます。

このため、災害対策といたしまして、森～小田原間においては、平成3年7月に国の、ふるさとの川モデル事業に指定されており、その後、ふるさとの川整備計画に基づき、河川管理者である大分県により、河川の氾濫防止のため、河床掘削や河道拡幅、コンクリート護岸の整備などの改修工事が進められてきたところでございます。

このような災害対策事業が進められてきておりますが、市といたしましては、災害が起きる前に重点を置きまして災害対応に取り組んでいるところでございます。

現在、市の災害対応といたしましては、大分地方気象台から発表される防災気象情報などを最大限活用させていただきまして、災害が発生するおそれが高まった場合に、災害対策本部長でございます市長の指示系統により体制を整えておるところでございます。

特に、避難情報におきましては、市民の安全を第一に、日没後の危険な時間帯での避難行動を避けていただくため、日中の適切なタイミングでの発令に努めておりまして、災害が起きる前の早い段階での避難を促しているところでございます。

そういった中で、市から高齢者等避難が発令された段階で、避難に時間がかかる高齢者の方や障がいのある方などは、避難所などの安全な場所へ避難を始めていただきたいと思います。

また、土砂災害の危険性がある区域、また、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いにお住まいの方も、この段階で避難をお願いするものでございます。

また、次の段階の避難指示が発令されましたら、対象となる地域住民の方々は、危険な場所から全員避難をお願いするものでございます。

そのほか、市では、洪水や土砂災害などのハザードマップを作成しておりまして、現在、全世帯へ配

布させていただいております。これらのハザードマップも活用していただき、日頃より地域の危険箇所を確認していただき、災害時には、自分の命は自分で守る自助と地域住民で助け合う共助を心がけていただき、早めの行動をお願いしたいと考えております。

次に、危機管理型水位計の設置・検討についてのご質問についてお答えさせていただきます。

現在、市内を流れる桂川、真玉川、竹田川、寄藻川には、河川管理者である大分県のほうが水位計4台と監視カメラ5台を設置し、インターネット上で河川水位やライブ映像が一般の方にも公開されているところでございます。

議員よりご案内の危機管理型水位計につきましては、河川水位が上昇した時のみ水位を観測することから、低コストで導入が可能という特徴がございます。平成30年には、大分県が石部川にこの危機管理型水位計を1台設置し、河川の監視体制の強化を図っているところでございます。

なお、この平成30年当時、大分県と協議をする中で、桂川にも危機管理型水位計の増設も検討させていただいておりますが、近年の氾濫実績などを考慮した上で、設置を見送った経緯がございます。

しかしながら、災害時の市民の不安を少しでも解消すべく、毎年、出水期前の5月には、国土交通省や陸上自衛隊、県などの関係機関が参加の下、市内の災害危険箇所を点検する防災パトロールも実施しておりますので、こういった中で今後の対策の必要性なども協議してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 在永 恵君。

○2番（在永 恵君） 先ほど1つ目の避難方法について再質問いたします。

高齢者の方で、特に避難するに当たり支援の必要な方への対応、つまり、あの人は移動できたのかなという連絡網、そういったのを考えるというか、組織づくりはどう考えているのでしょうか。

○議長（安東正洋君） 市参事兼総務課長、安田祐一君。

○市参事兼総務課長（安田祐一君） 在永議員再質問の避難に支援が必要な方への対応についてでございますけれども、現在、本市の取組といたしましては、特に避難に支援が必要な方の実態または情報を把握するため、令和3年度の災害対策基本法の改正趣旨や国のガイドラインに従いまして、自力で避難することが困難な高齢者の方、障がい者の方などを

3月16日

対象といたしまして、本人の同意を得た上で避難行動要支援者名簿の整備に努めているところでございます。

そして、この避難行動要支援者名簿に登載されております方につきましては、福祉専門職のご協力を得まして、本人の心身の状況や避難支援をする方の連絡先、避難所の位置や移動方法などを事前に定めたそれぞれの個別避難計画の作成を現在進めているところでございます。令和5年1月現在で263名の方がこの名簿に登載されている状況でございます。

今後、こうした避難行動要支援者名簿や個別避難計画を地域防災組織へも情報提供を行っていきたくと考えておりますので、地域での平時の防災訓練や災害発生時の支援にお役立ていただきたいと考えております。

○議長（安東正洋君） 在永 恵君。

○2番（在永 恵君） よく分かりました。課長、丁寧な説明ありがとうございます。ただ、今、コロナ禍というか、なかなか防災訓練等も一切最近できていないという中で、やはりもう、ちょっとコロナが終わったということで、少しでもそういった自治会ともちゃんと話し合いをしながらやっていただきたいなと思います。ありがとうございます。

では、続いて、2項め、単身高齢者への相談窓口についてというところであります。

私、LPガス販売という仕事柄、毎月1回は必ず、お得意様のところに私なり社員なりが訪問いたします。こういう言い方をしてはどうかと思うんですが、見守り隊的な存在であるかと、うちの業界は思っています、日頃からその中でも単身高齢者のところに何うのが最近増えました。

どうしても高齢化してしましまして1人所帯のところが多くございまして、その時にですね、親族の方が近くにいる方は本当にいいんですが、近くに相談する方がいない、親族になる方もいないという中で、本当、プライバシーで大変申し訳ないんですが、少し認知症等、物忘れが激しいと思われる単身高齢者の方が時々見受けられると思います。そうした場面に出会った時に、私たちは行政に対してどのような相談体制があるかということをお聞きしたいと思います。よろしく願います。

○議長（安東正洋君） 保険年金課長、大久保正人君。

○保険年金課長（大久保正人君） それでは、単身高齢者への相談体制に関するご質問にお答えいたし

ます。

高齢になると、高齢者特有の問題も多くなり、困り事の内容が多岐にわたり増えてくると思われま

す。議員ご質問の単身高齢者の方々が困った場合の連絡先でございますが、まずは市のほうにご相談いただければ、内容により担当課、関係機関へおつなぎし、解決に向けて支援できると考えております。

また、市内には、地域包括支援センターという地域の包括ケアシステムの中核的な役割を行う事業所があり、主に4つの業務を行っています。

1つ目が、高齢者のあらゆる相談に応じるため、総合相談支援業務を行い、市民の各種相談を受け付け、制度横断的な支援を実施しております。

2つ目が、権利擁護業務として、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応でございます。

3つ目が、介護予防業務として、介護予防ケアプランの作成。

4つ目が、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務として、自立支援型ケアマネジメントの支援、ケアマネジャーへの日常的個別指導・相談、支援困難事例への指導・助言を行い、地域の連携体制に関する支援を実施しているところでございます。

これらの必要な機能について、保健師や看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなど多くの専門家を配置し、困り事について全般的に対応しているところでございます。ささいなことでも構いませんので、困り事があればお気軽にご相談をいただけたらと考えております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 在永 恵君。

○2番（在永 恵君） 課長、ありがとうございます。つまり、包括支援センターのほうにご相談すればいいということで理解していいんですか。

○議長（安東正洋君） 大久保正人君。

○保険年金課長（大久保正人君） そのとおりでございます。

（○2番（在永 恵君） ありがとうございます。質問を終わります）

○議長（安東正洋君） これにて一般質問を終了いたします。

ここで、議員各位に報告いたします。

昨日の議案質疑において、3番、於久弘治君の発言については、11番、河野徳久君から議事進行のあった内容以外にも不適切な発言があったと思います。

これにつきましては、重要な事項でありますので、



これより議会運営委員会で審議していただきたいと思  
います。

豊後高田市議会議員 中尾 勉

しばらく休憩いたします。

午後2時20分 休憩

午後3時27分 再開

○議長（安東正洋君） それでは、休憩前に引き続  
き、会議を開きます。

議会運営委員会の審査報告をお願いいたします。

議会運営委員長、北崎安行君。

○議会運営委員長（北崎安行君） 議会運営委員会  
の審議の報告をいたします。

議会運営委員会において、3番、於久弘治君の不  
穏当発言について審議いたしましたので、報告いた  
します。

審議された発言につきましては、昨日、3月15日  
に開催された議案質疑の中で、中山間地域等直接支  
払交付金返還金についての発言についてであります  
が、協議した結果、真相を詳しく審議する必要があ  
ると思われまますので、つきましては、調査特別委員  
会の設置が適当であると答申いたします。

以上です。

○議長（安東正洋君） 委員長、ありがとうございました。  
委員長の報告のあったとおり、善処いたし  
ます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から3月27日まで休会し、各委員会において  
付託案件の審査をお願いいたします。

次の本会議は、3月28日午前10時に再開し、委員  
長の報告を求め、委員長報告に対する質疑、討論、  
採決を行います。

なお、討論の通告は3月24日、予算審査特別委員  
会終了後、直ちに提出願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時30分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名  
する。

豊後高田市議会議長 安東正洋

豊後高田市議会議員 於久弘治